

きたきゅう健康づくり応援店実施要領

(目的)

第1条 生活習慣病予防のためには、市民一人ひとりが健康的な生活の維持の重要性を理解し、実践することが重要であるとともに、社会全体で個人の健康づくりを支えるための環境整備も重要である。そのため、栄養成分表示や減塩メニューの提供など健康的な食生活の推進と受動喫煙防止による健康に配慮した飲食環境の整備を図る「きたきゅう健康づくり応援店」事業の実施により、市民の健康づくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要領において、「きたきゅう健康づくり応援店」とは、市内の飲食店及び食料品販売店(以下「飲食店等」という。)のうち、次の各号に掲げる取り組みのいずれかを実施し、別に定める登録基準に適合するものを対象とする。

- (1)栄養成分表示
- (2)ヘルシーメニュー提供
- (3)減塩に関する取組
- (4)朝食提供
- (5)野菜提供推進
- (6)健康・食育情報提供
- (7)個別対応
- (8)受動喫煙防止協力

(事業内容)

第3条 市長は、前条各号のいずれかを実施する飲食店等を「きたきゅう健康づくり応援店」の参加店として登録し、当該参加店と協力して、ステッカー張付やホームページ掲載等により市民への情報提供を行う。

(申請及び登録)

第4条 「きたきゅう健康づくり応援店」に参加を希望する飲食店等は、申請書(第1号様式)及び確認書(第2号様式)を添えて市長に提出する。

- 2 前項による申請内容に不備がない場合、市長は、申請した飲食店等を「きたきゅう健康づくり応援店」の参加店として登録し、登録証を交付する。
- 3 前項で登録された項目が、第2条に掲げる(1)から(6)までの登録項目のうち3項目以上を登録する飲食店等については、「三ツ星応援店」として登録する。

(登録期間)

第5条 登録の期間は、登録を受けた日及び第6条による変更を行った日から2年を経過した日の属する年度の末日までとし、継続を妨げない。

(変更届・廃止届)

第6条 登録を受けた参加店は、申請書に記載した内容に変更が生じたときは、変更届(第3号様式)を市長に提出する。なお、取り組み内容の変更を行う場合は、変更届に確認書(様式2)を添えるものとする。また、登録の取消しを申し出るときは、廃止届(第4号様式)を市長へ提出するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 市長は、参加店が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、参加店の登録を取り消すことができる。

- (1)登録基準に適合しなくなったとき。
- (2)廃止届が提出されたとき。
- (3)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう)又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有すると判明したとき。
- (4)健康増進法、食品表示法、景品表示法その他関係法令等に反し、関係法令等による指示や立ち入り検査を受けたと判明したとき。
- (5)その他応援店として不適切と認めるとき。

(普及啓発)

第8条 この事業の実施に当たり、市は、市政だよりやホームページの掲載、広告物の作成など「きたきゅう健康づくり応援店」の普及啓発に努めるものとする。

2 参加店は、「きたきゅう健康づくり応援店」の名称を使用し、印刷・掲示等による普及啓発を行うことができる。

(庶務)

第9条 事業実施にかかる諸事務については、健康医療部健康推進課において処理する。

(福岡県が実施する事業へのみなし登録)

第10条 本事業に登録した店舗のうち、県民の健康づくりに関する取り組み内容を宣言することに同意する店舗に限り、福岡県が実施する「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」へのみなし登録団体等とし、県のホームページにて宣言内容を公表する。

2 みなし登録店として登録する宣言分野は、次の項目とする。

- (1) 食生活の改善

(2) 禁煙(受動喫煙の防止を含む)

- 3 登録については、「きたきゅう健康づくり応援店」登録申請において、同意の確認が得られた店舗について、みなし登録店とする。
- 4 宣言内容の変更及びみなし登録の辞退を行う登録店は、変更届(第5号様式)、辞退届(第6号様式)を市長へ提出するものとする。
- 5 福岡県が実施する事業へのみなし登録にかかる諸事務については、健康医療部健康推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、「きたきゅう健康づくり応援店」事業及び「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」へのみなし登録の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成25年 3月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年 4月 2日から施行する。

附則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年 6月 16日から施行する。

附則

この要領は、令和6年 2月 1日から施行する。